

## ～あなたの大切な一票 忘れずに投票しましょう～ 11月20日(日)は下諏訪町長選挙の投票日です

任期満了に伴う下諏訪町長選挙が11月15日に告示され、11月20日に投票が行われます。

私たちの代表を選ぶ大事な選挙です。貴重な一票を無駄にすることのないよう、必ず投票に行きましょう。

### ◆18歳以上の方が投票できます

今年7月に公職選挙法が改正され、18歳以上の方が新たに有権者となりました。

7月10日に行われた参議院議員通常選挙における、下諏訪町の18歳・19歳の皆さんの投票率は、43.68%でした。

少子高齢化が進むなか、未来を生きる若い世代の皆さんの声が政治に反映されるよう、有権者としてしっかり意思表示をしましょう。

また、小さなお子様や小中学生など18歳未満の方も一緒に投票所に入場することができます。選挙や政治への関心を持っていただくためにも、ぜひご家族そろって投票所へお出かけください。

### ◆滞在先でも投票ができます

仕事や旅行などの事情により、投票日当日または期日前投票期間中に投票所に行けない方は、下諏訪町選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、滞在先の選挙管理委員会へ投票日前日までに持参して投票することができます。

投票用紙の請求は、告示日前でもできますので、早めに手続きをしてください。

投票後、投票用紙は滞在先の選挙管理委員会から下諏訪町選挙管理委員会へ郵送されますので、郵送日数を考慮し早めに投票してください。

詳しいことは、下諏訪町選挙管理委員会までお問い合わせください。

### 参院選における町の年代別投票率(%)

18 歳	46.86
19 歳	40.46
20歳代	42.86
30歳代	59.98
40歳代	63.62
50歳代	71.66
60歳代	77.76
70歳代	80.67
80歳代	58.40
90歳代	26.51
100歳代	0
全 体	65.77

## ～期日前投票に立ち会ってみませんか～

### 18歳・19歳・20歳代・30歳代の期日前投票立会人を募集します

下諏訪町選挙管理委員会では、将来を担う若い皆さんに選挙を身近なものとして感じてもらうため、下諏訪町長選挙における期日前投票立会人を募集します。

○内 容 期日前投票所において、投票が公正に行われるよう立ち会います。

○立会期間 平成28年11月16日(水)～11月19日(土)

(下諏訪町長選挙 告示日の翌日から選挙期日の前日まで)

○対 象 者 18歳・19歳・20歳代・30歳代の下諏訪町民で、選挙権を有する人

○場 所 期日前投票所(下諏訪総合文化センター1階ロビー)

○募集人数 8人(1日2人)

○立会時間 午前8時30分から午後8時まで

○報 酬 日額9,500円(ただし、所得税が源泉徴収されます)

○そ の 他 昼・夕食は事務局で用意します。

○募集手続 「公募による期日前投票立会人申込書兼誓約書」(様式は下諏訪町ホームページよりダウンロードもしくは町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください)に必要な事項を記入のうえ、10月21日(金)までに下諏訪町選挙管理委員会へ直接または郵送にてお申込みください。

簡単な面接を行わせていただき、採用を決定します。



■問い合わせ 下諏訪町選挙管理委員会事務局(下諏訪町役場内) 電話27-1111(内線251・255)

# 10月1日から 町公式ホームページが変わります



平成28年10月1日より、下諏訪町公式ホームページを全面的にリニューアルします。

子どもからお年寄り、障がいを持つ方、外国の方など、誰もが利用しやすい基準となるウェブアクセシビリティ JIS規格の適合基準 AA を準拠しました。

閲覧者の視点で、各カテゴリで検索率の高い記事を“注目ページ”に集約し、上図の画面内で知

りたい情報を短時間で得られるよう、コンテンツ機能などを充実させました。また、パソコン、スマートフォン、タブレット、携帯電話などそれぞれの機種に適したレイアウト表示となる設定になっています。

災害などの緊急時には、必要な情報を迅速に提供できるよう災害専用ページに切り替わります。様々な工夫と機能を盛り込んだ新しい町公式ホームページにぜひアクセスしてください。

■問い合わせ 下諏訪町 総務課 情報防災係 電話27-1111 (内線261)

## 下諏訪町家庭介護者慰労金の支給について

家庭において重度障害者または要介護高齢者を常時介護している方に対して、その労をねぎらい激励するために介護慰労金を贈り、在宅の介護者及びその家族の福祉増進を図ります。

### ★慰労金の基準日、対象者の要件、支給額等

内 容	重度障害者	要介護高齢者
基 準 日	平成28年11月1日	
対 象 者 の 要 件	慰労金の支給対象者は、平成28年11月1日において町内に住所を有する者で、基準日前1年間に通算して6月以上要介護者と同居し、要介護者を介護している方	
要 介 護 者 の 要 件	平成28年4月1日現在、65歳未満で (1)身体障害者手帳1級または2級の方 (2)療育手帳A1の方 (3)精神障害者手帳1級または2級の方 (4)上記(1)から(3)と同様の状態と認められる方で日常生活において常時介護を必要とする方	(1)要介護認定において要介護4又は5の方 (2)要介護認定において要介護1、2又は3に認定され、障害高齢者の日常生活自立度がB2以上の方 (3)要介護認定において要介護1、2又は3に認定され、認知症高齢者の日常生活自立度IIIb以上の方 (4)その他町長が特に認めた方
申請及び審査方法	・対象者へ下諏訪町重度障害者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書を送付します。 ・主介護者は、申請書に必要事項を記入し、福祉係へ提出してください。 ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。	・支給対象に該当する方は、下諏訪町要介護高齢者家庭介護者慰労金受給資格認定申請書に必要事項を記入し、高齢者係へ提出してください。 ・提出された申請書をもとに在宅での介護期間や介護状況等を調査します。 *本年度に限り経過措置の対象となる方は申請書を送付します。
支 給 額	6月以上 9月未満 9月以上12月未満 12月以上	40,000円 60,000円 80,000円
そ の 他	申請締切りは、平成28年11月30日とし、支給につきましては、12月下旬を予定しています。	

### 給付金詐欺にご注意を!

給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111 (内線121・122)  
高年齢者係 電話27-1111 (内線124・125)